専門教育科目 講義科目

授業科目名	健康保険法	科目コード	配当年次	単位
担当教員	中島　典子	FV55	1	2

科目の概要

健康保険法は、その歴史も古く大正時代から続く法律であり、民間企業で働く被保険者および被扶養者の業務外の事由による疾病、負傷、もしくは死亡または出産に関し保険給付を行うことを目的として制定された法律である。
本科目では、健康保険制度のしくみ、適用される者の範囲、保険料の負担方法、および各保険給付ごとの支給要件、支給額などを学習する。実際の医療保険が適用される内容とあわせて、適用される者がどのようなしくみの中で医療保険の対象者として保護されているかを把握することも重要である。

科目の到達目標

①健康保険のしくみ、適用される者の範囲、保険料の負担方法などを理解し、説明できる。
②各種保険給付の支給要件や支給額について具体的に説明できる。

テキスト	『健康保険法』安全衛生普及センター

テキストの読み方

①被保険者の種別、任意継続被保険者の要件、資格取得・喪失の時期を理解する。
②被扶養者の範囲について正確に理解する。
③標準報酬月額の決定、資格取得時決定、定時決定、随時改定の内容、計算方法、有効期間を理解する。
④傷病手当金、出産手当金の支給要件、支給額について具体的に理解し、計算できるようにしておく。
⑤各種保険給付の支給要件や支給額について整理して理解する。

単位修得の方法

①リポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、２単位を修得できる。
または、
②スクーリングを受講し、合格すれば２単位を修得できる。この場合、リポート課題の提出と科目修得試験の受験は不要。